

令和 3 年和泉市教育委員会第 7 回定例会

日 時:令和 3 年 7 月 8 日(木) 午後 2 時 00 分から
場 所:和泉市役所 3 階 3A・3B 会議室

出席者 教育委員会

教育長	小川 秀幸
委員	藤原 安次
委員	深堀 知子
委員	酉家 章弘
委員	久米 ひろみ

事務局

教育次長兼教育・こども部長 (教育・こども部)	並木 敏昭
教育指導監	大槻 亮志
理事	飯阪 陽次
学校教育室長	大野 浩昭
次長兼教育総務課長	東 直樹
学校教育室教育センター所長	隅埜 哲弥
教育総務課総括主幹兼総務係長	岩井 靖久
教育総務課企画係長	小路 佑樹
教育総務課総務係 (生涯学習部)	川崎 由美
生涯学習部長	辻 公伸
生涯学習推進室長	西田 尚司

1. 開 会
2. 会議録署名委員の指名について
3. 審議事項
 - 議案第 21 号 令和 4 年度使用和泉市立小学校、中学校及び義務教育学校教科用図書の採択について
 - 議案第 22 号 和泉市社会教育委員の委嘱について
 - 議案第 23 号 和泉市社会教育委員会議規則の一部を改正する規則制定について
 - 議案第 24 号 和泉市生涯学習推進委員会規則の一部を改正する規則制定について
 - 議案第 25 号 令和 3 年度和泉市教育委員会の点検・評価報告書について(別冊)
4. 報告事項
 - (1) 和泉市コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正について
 - (2) 学校施設開放事業における中学校及び義務教育学校体育館空調設備使用料金の徴収について
5. その他の報告事項等
6. 閉会

小川教育長	それでは、定刻となりましたので、令和 3 年和泉市教育委員会第 7 回定例会を開会させていただきます。 本日は、本間職務代理者から欠席のご連絡をいただき、欠席届も提出されておりますが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 14 条の規定に従いまして、過半数以上の委員は出席しておりますので、本日の会議は成立いたします。 さて、6 月の下旬からの主な出来事としましては、6 月 26 日にいずみ市民大学まちづくり学部が、少しコロナの影響で遅れたのですが開校いたしました。また、市内各学校でプール授業がはじまりました。光明台南小学校でも民間屋内プールを活用した水泳授業がスタートし、私も見学に伺いましたが、安全・安心・快適な授業が行われていることを実感しました。槇尾中学校につきましても、7 月 13 日からスタートの予定でございます。 それでは、第 6 回定例会の会議録ですが、事前に配付し、ご確認いただいておりますが、ご異議はございませんか。 【異議なし】 ご異議がないようですので、第 6 回定例会の会議録については、承認することにいたします。 続きまして、今回の会議録署名委員の指名でございますが、藤原委員と西家委員にお願いいたしますので、よろしくお願いします。 それでは、議事を進めさせていただきます。 本日は、審議事項 5 件、報告事項 2 件になります。 また、本日は、定例会終了後、引き続き、教育大綱に係る意見交換会を予定しています。 まず、議案第 21 号「令和 4 年度使用和泉市立小学校、中学校及び義務教育学校教科用図書の採択について」、学校教育室より説明願います。
隅埜所長	教育センターの隅埜です。 議案第 21 号、令和 4 年度使用和泉市立小学校、中学校及び義務教育学校教科用図書の採択について、ご説明いたします。 資料 1 ページをお願いします。 小学校の教科用図書につきましては令和元年度に、中学校の教科用図書につきましては昨年度に、資料 5・6 ページの別表の通り採択いただいております。 小・中学校及び義務教育学校の令和 4 年度使用教科用図書につきましては、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第 14 条の規定により、政令で定める期間、毎年度、種目ごとに同一の教科用図書を採択するものとして規定されています。

	同一教科用図書を採択する期間につきましては、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令第15条で、学校教育法附則第9条第1項に規定する教科用図書を採択する場合を除き、4年とするとあることから、令和4年度使用教科用図書については、令和3年度使用教科書と同一のものを採択いただくものです。 なお、中学校及び義務教育学校後期課程用教科用図書 社会(歴史的分野)につきましては、令和4年度使用義務教育諸学校教科用図書採択の基本事項1の(2)により、採択替えを行うことも可能であることは、第6回定例教育委員会にてご報告したとおりでございます。 現在使用の中学社会(歴史的分野)教科用図書は、令和2年7月30日の教育委員会第2回臨時会で審議され、日本の歴史を世界の動きの中に位置づけ、関わりを一望できるように工夫されている点や、生徒の興味をひく資料や写真が豊富にある点、人権についての学習が充実している点などから、帝国書院が適切であるということから採択されました。 今回は、自由社1社を検討するにあたり、昨年度の採択経過及び理由、大阪府教科用図書選定資料、市内中学校及び義務教育学校への教科用図書巡回展示後の学校からの意見を参考にしました。それと並行し、教育長及び教育委員に見本の回覧を行ったところでございます。 検討した結果、教育委員会事務局の案としましては、「令和3年度と同一の教科用図書を採択する」と考えております。 以上です。
小川教育長	ただいま説明が終わりましたが、何かご質問等ございませんか。 ないようでしたら、お諮りいたします。 議案第21号について、原案どおり可決することにご異議ございませんか。 【異議なし】 ご異議がないようですので、議案第21号は、原案どおり可決いたします。 続きまして、議案第22号「和泉市社会教育委員の委嘱について」、生涯学習推進室より説明願います。
西田室長	生涯学習推進室の西田です。 議案第22号、和泉市社会教育委員の委嘱について、ご説明いたします。 資料13ページをお願いします。 和泉市社会教育委員に関する条例第3条の規定に基づき、横家晴子氏を和泉市社会教育委員に委嘱するものです。 今回の委嘱は、和泉市社会教育委員名簿にあります第3号委員として、和泉市PTA協議会から年度替りによる役員交代に伴い、横家晴子氏を推薦いただいたものです。

小川教育長	以上です。 ただいま説明が終わりましたが、何かご質問等ございませんか。 ないようでしたら、お諮りいたします。 議案第 22 号について、原案どおり可決することにご異議ございませんか。 【異議なし】 ご異議がないようですので、議案第 22 号は、原案どおり可決いたします。 続きまして、議案第 23 号「和泉市社会教育委員会議規則の一部を改正する規則制定について」、議案第 24 号「和泉市生涯学習推進委員会規則の一部を改正する規則制定について」は、内容が同一のものでありますので、一括して生涯学習推進室より説明願います。
西田室長	生涯学習推進室の西田です。 議案第 23 号、和泉市社会教育委員会議規則の一部を改正する規則制定について、議案第 24 号、和泉市生涯学習推進委員会規則の一部を改正する規則制定について、一括してご説明いたします。 資料 17 ページ及び 23 ページをお願いします。 両規則ともに、主な改正の理由及び改正の内容は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、会議の開催について書面等による会議開催をせざるを得ない場合等を考慮し対応できるようにするほか、市役所が新庁舎に移転し、Wi-Fi 環境も整備されてきたことから、今後 WEB 会議を含めて会議を行う可能性も出てきたことを考慮し、「会議の招集の特例」の条項を追加するものでございます。 施行期日は公布の日とするものです。 以上です。
小川教育長	ただいま説明が終わりましたが、何かご質問等ございませんか。 ないようでしたら、お諮りいたします。 議案第 23 号、議案第 24 号について、原案どおり可決することにご異議ございませんか。 【異議なし】 ご異議がないようですので、議案第 23 号、議案第 24 号は、原案どおり可決いたします。 続きまして、議案第 25 号「令和 3 年度和泉市教育委員会の点検・評価報告書について」、教育総務課より説明願います。

東次長	教育・こども部次長の東です。 別冊にて、令和2年度事業の点検・評価報告書についてご説明いたします。 まず、本報告書の位置づけを確認させていただきます。 本報告書は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条にて、作成と公表をすることと、学識経験者などから意見を聞くことを義務づけられています。 次に、冊子の5ページをお願いいたします。 本点検、評価につきましては、第3回定例会におきまして、点検・評価報告書の案をお示しさせていただき、別途定める規則に基づき、5月から6月にかけて、3名の評価委員からご意見を伺いながら、整理を行ったところでございます。 今年度の評価委員会は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため書面開催とし、委員から書面で意見を聴取し、報告書に反映させたものでございます。 評価委員の意見については、冊子12ページ以降、各シートの最後に意見欄を設け、記載しております。 主な評価委員からの意見は、新型コロナウイルス感染症に伴う、今後の対応のあり方に多くの意見をいただいたところでございます。 今後の対応といたしましては、今回の課題等を確認しながら、次年度への対応を整理することと、今後、教育大綱の改訂と併せて、教育振興基本計画の改訂も検討してございますので、この評価シートの表記・評価方法についても、整理していくことを検討しているところでございます。 以上です。
小川教育長	ただいま説明が終わりましたが、何かご質問等ございませんか。 ないようでしたら、お諮りいたします。 議案第25号について、原案どおり可決することにご異議ございませんか。 【異議なし】 ご異議がないようですので、議案第25号は、原案どおり可決いたします。 審議事項は以上ですので、次に、報告事項に移ります。 まず、報告事項1「和泉市コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正について」、生涯学習推進室より説明願います。
西田室長	生涯学習推進室の西田です。 報告事項1、和泉市コミュニティセンターの管理運営に関する条例施行規則の一部改正について、ご説明いたします。 資料31ページをお願いします。 まず、和泉市コミュニティセンターでございますが、「和泉市長の権限に属する事務の補助執行に関する規程」により、コミュニティセンターに関すること

	は教育委員会事務局職員に補助執行させるとしておりますことから、規則の改正については市長決裁となるものの、規則改正の事務を教育委員会事務局にて行うものです。 改正の理由及び概要は、コミュニティセンターで使用保管している琴はこれまで成人教室で使用していましたが、施設利用者から使用の要望があったことを受け、コミュニティセンターの附属設備として定め、区分貸出使用料として、1 区分あたりの貸出し料金を 150 円とし、貸出しを行うものです。 以上です。
小川教育長	ただいま説明が終わりましたが、何かご質問等ございませんか。 ないようですので、続きまして、報告事項 2「学校施設開放事業における中学校及び義務教育学校体育館空調設備使用料金の徴収について」、生涯学習推進室より説明願います。
西田室長	生涯学習推進室の西田です。 報告事項 2、学校施設開放事業における中学校及び義務教育学校体育館空調設備使用料金の徴収について、ご説明いたします。 資料 33 ページをお願いします。 まず、目的でございますが、槇尾中学校を除く市内中学校及び義務教育学校 9 校において、避難所機能強化と熱中症対策を目的として空調設備が導入されることを受け、学校施設開放における空調設備の使用に対して、実費相当分の負担を使用者に求めるために、使用料金を徴収するものでございます。 次に、概要でございますが、供用開始につきましては、令和 3 年 9 月以降、各校の工事が完了次第、順次開始する予定でございます。 使用料金は 12 分間で 500 円、1 時間使用しますと 2,500 円となります。 支払方法はプリペイドカードによる決済とし、1 枚で 2 時間使用可能な 5,000 円分を販売するもので、その販売場所は、市民体育館及びコミュニティ体育館にカード販売機を設置するものでございます。 最後に、カード販売機の集金及びカードの補充業務につきましては、市民体育館及びコミュニティ体育館の指定管理者の構成員である、美津濃株式会社に業務委託を予定しております。 以上です。
小川教育長	ただいま説明が終わりましたが、何かご質問等ございませんか。
久米委員	体育館が避難所として使われる時は、使用料金の徴収は行われませんか。
西田室長	避難所として使う場合は、使用料の徴収は行いません。学校開放で使う時に徴収するものです。

小川教育長	他にご質問等ございませんか。 ないようですので、続きまして、その他報告事項について何かありましたら、事務局からお願いします。 ないようですので、以上をもちまして、本日の定例会は終了いたします。
-------	---

令和3年和泉市教育委員会第7回定例会の様子



傍聴は当日受付しています。皆様の傍聴をお待ちしております。

傍聴方法：当日受付

開会時刻 15 分前から先着順で入室可能ですが、その時点で定員を超える場合は抽選とします。（定員数は会場により異なります。）

ただし、人事に関する事など非公開となる案件は傍聴できません。